

## 船舶インシデント調査報告書

平成30年1月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	平成29年3月6日 14時30分ごろ
発生場所	沖縄県糸満市喜屋武埼南方沖 喜屋武埼灯台から真方位174°81.9海里付近 （概位 北緯24°43.0′、東経127°49.6′）
インシデントの概要	漁船海成丸は、北進中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成29年3月10日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 海成丸、8.5トン ON2-0970（漁船登録番号）、個人所有 第252-23909号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 3、視界 良好 海象：波高 約2.0～2.5m
インシデントの経過等	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、時化を避ける目的で沖縄県沖縄島に向けて約4～5ノットの対地速力で喜屋武埼南方沖を北進中、主機から異音が生じるとともに煙突から白煙を発生した。</p> <p>船長は、船舶電話で友人に機関の異常を連絡した後、主機を停止して機関室の点検をしたところ、燃料系統の油水分離器に海水が溜まっていることを認めた。</p> <p>船長は、油水分離器のフィルタを交換し、使用していた2番燃料油タンク及び燃料油サービスタンクから海水を抜き取った後、主機を始動しようとしたものの、始動しなかったため自力での航行を断念し、所属の漁業協同組合に救援を依頼した。</p> <p>本船は、所属の漁業協同組合が手配したタグボートにえい航されて糸満市糸満漁港に入港した。</p> <p>主機は、本インシデント後、機関整備業者による開放点検の結果、燃料噴射ポンプと全シリンダの燃料噴射弁がさび、固着及び焼き付きを生じていたことが判明し、洗浄及び不良部品の交換が行われて復旧した。</p> <p>本船は、本インシデント後、船大工による点検の結果、2番燃料油タンクの船首側に隣接している2番魚倉壁面のFRPが剝離していることが判明し、修理された。</p>

	<p>船長は、本インシデントの約6日前に、海水を張っていた2番魚倉に燃料油が浮いているのを認めていた。</p> <p>本船は、船長が中古で購入して約10年使用しており、進水から約16年が経過していた。</p>
<b>分析</b>	<p>本船は、2番燃料油タンクの船首側に隣接している2番魚倉壁面のFRPに剝離を生じたことから、海水が2番燃料油タンクに入り、海水の混入した燃料油が主機に供給されて主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>2番魚倉壁面のFRPは、本船が進水から約16年経過しており、経年劣化によって剝離を生じた可能性があると考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本インシデントは、本船が、2番燃料油タンクの船首側に隣接している2番魚倉壁面のFRPに剝離を生じたため、海水が2番燃料油タンクに入り、海水の混入した燃料油が主機に供給されて主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に魚倉及び燃料油タンクの点検を行うこと。</li> </ul>